

財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号	財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号
財務報告に係る内部統制の監査	
2007 年 10 月 24 日	2007 年 10 月 24 日
改正 2009 年 3 月 23 日	改正 2009 年 3 月 23 日
改正 2011 年 8 月 10 日	改正 2011 年 8 月 10 日
改正 2012 年 6 月 15 日	改正 2012 年 6 月 15 日
改正 2019 年 7 月 5 日	改正 2019 年 7 月 5 日
改正 2020 年 3 月 17 日	改正 2020 年 3 月 17 日
改正 2021 年 4 月 7 日	改正 2021 年 4 月 7 日
改正 2021 年 9 月 16 日	改正 2021 年 9 月 16 日
改正 2022 年 10 月 13 日	改正 2022 年 10 月 13 日
改正 2023 年 3 月 16 日	改正 2023 年 3 月 16 日
改正 2023 年 7 月 28 日	改正 2023 年 7 月 28 日
改正 2024 年 4 月 18 日	改正 2024 年 4 月 18 日
改正 2024 年 9 月 26 日	改正 2024 年 9 月 26 日
改正 2025 年 2 月 13 日	<u>最終</u> 改正 2025 年 2 月 13 日
<u>最終改正</u> 年 月 日	
日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 43 号)	日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 43 号)
《 I 本報告書の範囲及び目的》	
《 1. 本報告書の範囲》	
(省 略)	(省 略)
《(1) 適用時期》	
4. 本報告書の適用時期は以下のとおりである。	
(省 略)	(省 略)
・ <u>本報告書（ 年 月 日）は、2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度に係る内部統制監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る連結会計年度に係る内部統制監査から適用することを</u>	

改正案	現 行
<u>妨げない。</u> (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 《１．財務諸表監査と内部統制監査との関係》 (省 略) 《(8) 内部統制監査におけるコミュニケーション》 《① 監査役等とのコミュニケーション》(A29 項参照) 17. 監査人は、内部統制監査を含めた一体監査における監査役等とのコミュニケーションについては、監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」により監査役等とのコミュニケーションが要求される事項に加えて、内部統制監査に係る以下の事項についてもコミュニケーションを行わなければならない。 (1) 内部統制監査に関連する監査人の責任 監査人は、内部統制監査に関連する監査人の責任について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。内部統制監査に関連する監査人の責任についての監査役等とのコミュニケーションには、以下の事項を含めなければならない。 ・ 監査人は、経営者が作成する内部統制報告書に対して監査意見を形成し、表明する責任を有すること。 ・ 内部統制監査は、経営者又は監査役等の責任を代替するものではないこと。 (2) 計画した監査の範囲とその実施時期の概要 監査人は、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期の概要について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。また、監査役等とのコミュニケーションに当たっては、内部監査人の作業の利用をどのように計画したかについても含めなければならない（監査基準報告書610「内部監査人の作業の利用」第16項参照）。 (3) 監査上の重要な発見事項 監査人は、内部統制監査の過程で発見され、経営者と協議したか、又は経営者に伝達した重要な事項について監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。内部統制監査における監査上の重要な発見事項としては、例えば、監査人が経営者の評価範囲が適切でないと判断し、経営者と協議又は経営者に伝達した重要な事項や内部統制監査の過程で監査人が発見した開示すべき重要な不備が含まれる。また、監査人は、内部統制監査報告書において除外事項付意見の表明若しくは強調事項区分又はその他の事項区分を設けることが見込まれる場合、当該文言の草案等について、監査役等に報告しなければならない。 (4) 監査人の独立性 <u>公に取引されている事業体</u>の場合、監査人は、監査事務所とネットワーク・ファームが企業及び企業が支配する構成単位に対して提供した監査及び監査以外の業務に係る監査対象期間に関連し	(省 略) 《Ⅱ 要求事項》 《１．財務諸表監査と内部統制監査との関係》 (省 略) 《(8) 内部統制監査におけるコミュニケーション》 《① 監査役等とのコミュニケーション》(A29 項参照) 17. 監査人は、内部統制監査を含めた一体監査における監査役等とのコミュニケーションについては、監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」により監査役等とのコミュニケーションが要求される事項に加えて、内部統制監査に係る以下の事項についてもコミュニケーションを行わなければならない。 (1) 内部統制監査に関連する監査人の責任 監査人は、内部統制監査に関連する監査人の責任について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。内部統制監査に関連する監査人の責任についての監査役等とのコミュニケーションには、以下の事項を含めなければならない。 ・ 監査人は、経営者が作成する内部統制報告書に対して監査意見を形成し、表明する責任を有すること。 ・ 内部統制監査は、経営者又は監査役等の責任を代替するものではないこと。 (2) 計画した監査の範囲とその実施時期の概要 監査人は、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期の概要について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。また、監査役等とのコミュニケーションに当たっては、内部監査人の作業の利用をどのように計画したかについても含めなければならない（監査基準報告書610「内部監査人の作業の利用」第16項参照）。 (3) 監査上の重要な発見事項 監査人は、内部統制監査の過程で発見され、経営者と協議したか、又は経営者に伝達した重要な事項について監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。内部統制監査における監査上の重要な発見事項としては、例えば、監査人が経営者の評価範囲が適切でないと判断し、経営者と協議又は経営者に伝達した重要な事項や内部統制監査の過程で監査人が発見した開示すべき重要な不備が含まれる。また、監査人は、内部統制監査報告書において除外事項付意見の表明若しくは強調事項区分又はその他の事項区分を設けることが見込まれる場合、当該文言の草案等について、監査役等に報告しなければならない。 (4) 監査人の独立性 <u>上場企業</u>の場合、監査人は、監査事務所とネットワーク・ファームが企業及び企業が支配する構成単位に対して提供した監査及び監査以外の業務に係る監査対象期間に関連した報酬金額につい

改正案	現 行
た報酬金額について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない（監基報260第18-2項(1)及びA29-2項参照）。一体監査の場合には、監査人は、当該「監査対象期間に関連した報酬金額」には、内部統制監査に関連した報酬も含めなければならない。なお、これらの報酬に関する情報は、監査人の独立性に与える影響を監査役等が評価するのに役立つ程度に集計し、適切に区分しなければならない。 (5) 内部統制の重要な不備 監査人は、監査基準報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」により、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を、適時に、書面又は電磁的記録により監査役等に報告しなければならない。 (省 略) 《13. 内部統制監査報告書》 (省 略) 《(2) 内部統制監査報告書の記載事項》（A208項及びA209項参照） 97. 内部統制監査報告書は、「監査意見」、「監査意見の根拠」、「内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任」（監査役会設置会社の場合）及び「内部統制監査における監査人の責任」という四つの区分に分け、それぞれ見出しを付して明瞭に記載しなければならない。 (1) 監査意見 ① 内部統制監査の対象となった内部統制報告書の範囲（〇〇株式会社の×年×月×日現在の内部統制報告書） ② 内部統制監査の対象となった内部統制報告書における経営者の評価結果 ③ 内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見 (2) 監査意見の根拠 ① 内部統制監査に当たって、監査人が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したこと。 ② 監査人の責任に関し、内部統制監査報告書の「内部統制監査における監査人の責任」の区分に記載があること。 ③ 内部統制監査に当たって、監査人は、我が国における職業倫理に関する規定（特定の事業体の財務諸表監査に特有の独立性に関する規定が適用される場合には、当該独立性に関する規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしていること。 ④ 内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。	て、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない（監基報260第18項(2)①参照）。一体監査の場合には、監査人は、当該「監査対象期間に関連した報酬金額」には、内部統制監査に関連した報酬も含めなければならない。なお、これらの報酬に関する情報は、監査人の独立性に与える影響を監査役等が評価するのに役立つ程度に集計し、適切に区分しなければならない。 (5) 内部統制の重要な不備 監査人は、監査基準報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」により、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を、適時に、書面又は電磁的記録により監査役等に報告しなければならない。 (省 略) 《13. 内部統制監査報告書》 (省 略) 《(2) 内部統制監査報告書の記載事項》（A208項及びA209項参照） 97. 内部統制監査報告書は、「監査意見」、「監査意見の根拠」、「内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任」（監査役会設置会社の場合）及び「内部統制監査における監査人の責任」という四つの区分に分け、それぞれ見出しを付して明瞭に記載しなければならない。 (1) 監査意見 ① 内部統制監査の対象となった内部統制報告書の範囲（〇〇株式会社の×年×月×日現在の内部統制報告書） ② 内部統制監査の対象となった内部統制報告書における経営者の評価結果 ③ 内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見 (2) 監査意見の根拠 ① 内部統制監査に当たって、監査人が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したこと。 ② 監査人の責任に関し、内部統制監査報告書の「内部統制監査における監査人の責任」の区分に記載があること。 ③ 内部統制監査に当たって、監査人は、我が国における職業倫理に関する規定（特定の事業体の財務諸表監査に特有の独立性に関する規定が適用される場合には、当該独立性に関する規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしていること。 ④ 内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

改正案	現 行
(3) 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任 ① 財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任が経営者にあること。 ② 財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する責任が監査役等にあること。 ③ 財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があること。 (4) 内部統制監査における監査人の責任 ① 内部統制監査を実施した監査人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにあること。 ② 内部統制監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持したこと。 ③ 財務報告に係る内部統制の監査の基準は監査人に内部統制報告書には重要な虚偽表示がないことについて、合理的な保証を得ることを求めていること。 ④ 内部統制監査は、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関して監査証拠を得るための手続を含むこと。 ⑤ 内部統制監査は、経営者が決定した評価範囲、評価手続及び評価結果を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討していること。 ⑥ 内部統制監査の監査手続の選択及び適用は、監査人の判断によること。 ⑦ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施すること。 ⑧ 内部統制報告書の監査のために実施される監査の作業の指揮、監督及び査閲をすること。 ⑨ 監査人は監査責任者として単独で意見に対する責任を負っていること。 ⑩ 監査人は、監査役等に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行うこと。 ⑪ 監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに<u>公に取引されている事業体においては</u>監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと。 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略)	(3) 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任 ① 財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任が経営者にあること。 ② 財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する責任が監査役等にあること。 ③ 財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があること。 (4) 内部統制監査における監査人の責任 ① 内部統制監査を実施した監査人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにあること。 ② 内部統制監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持したこと。 ③ 財務報告に係る内部統制の監査の基準は監査人に内部統制報告書には重要な虚偽表示がないことについて、合理的な保証を得ることを求めていること。 ④ 内部統制監査は、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関して監査証拠を得るための手続を含むこと。 ⑤ 内部統制監査は、経営者が決定した評価範囲、評価手続及び評価結果を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討していること。 ⑥ 内部統制監査の監査手続の選択及び適用は、監査人の判断によること。 ⑦ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施すること。 ⑧ 内部統制報告書の監査のために実施される監査の作業の指揮、監督及び査閲をすること。 ⑨ 監査人は監査責任者として単独で意見に対する責任を負っていること。 ⑩ 監査人は、監査役等に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行うこと。 ⑪ <u>上場企業の場合</u>、監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと。 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略)

改正案	現 行
《15. 内部統制監査報告書》 (省 略) 《(2) 内部統制監査報告書の記載事項》（第97項参照） A208. <u>公に取引されている事業体</u> の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、 <u>公に取引されている事業体以外の事業体</u> 、特に、 <u>その財政状況の社会的影響度</u> が高い事業体にも適用される場合がある。 <u>公に取引されている事業体</u> ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることがある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げることができる（監基報260のA32項参照）。 (省 略)	《15. 内部統制監査報告書》 (省 略) 《(2) 内部統制監査報告書の記載事項》（第97項参照） A208. <u>上場企業</u> の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、 <u>その他の企業</u> 、特に事業内容、事業規模又は事業体の属性により利害関係者が広範囲に及ぶため、 <u>社会的影響度</u> が高い事業体にも適用される場合がある。 <u>上場企業</u> ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることがある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げることができる（監基報260のA32項参照）。 (省 略)
付録5 一体型内部統制監査報告書の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明であるとき） 【文例1】財務諸表監査報告書（無限定適正意見）・内部統制監査報告書（無限定適正意見）一体型	付録5 一体型内部統制監査報告書の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明であるとき） 【文例1】財務諸表監査報告書（無限定適正意見）・内部統制監査報告書（無限定適正意見）一体型
独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書 [宛先] [監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名] <連結財務諸表監査> [監査基準報告書 700 実務指針第 1 号文例 1 に従った記載] <内部統制監査> (省 略) 内部統制監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下	独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書 [宛先] [監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名] <連結財務諸表監査> [監査基準報告書 700 実務指針第 1 号文例 1 に従った記載] <内部統制監査> (省 略) 内部統制監査における監査人の責任 (同 左)

改正案	現 行
を実施する。 - 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。 - 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。 - 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。（注４） 監査人は、監査役及び監査役会（注３）に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会（注３）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注５） （省 略） 以 上	（省 略） 以 上
（省 略） （注５）<u>公に取引されている事業体又は公に取引されている事業体ではないが公に取引されている事業体</u>の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の財務諸表監査の場合のみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は、「<u>並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容</u>」を削除する。 （省 略） 以 上	（省 略） （注５）<u>上場企業又は上場企業ではないが上場企業</u>の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の財務諸表監査の場合のみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は削除する。 （省 略） 以 上

以 上